

確定申告　申告の準備は正しく、お早めに！

申告の相談が必要な方

- ①事業所得（自営業・農業）、不動産所得、配当所得、山林所得、譲渡所得、一時所得または雑所得（生命保険契約に基づく個人年金等）のある方
- ②給与を受けている方で、事業所得がある場合
- ③給与を受けていた方で年末調整を受けていた場合や、医療費控除を受ける場合
- ④国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方で、障がい者年金・遺族年金・失業手当等（非課税収入）のみの方
- ⑤農業で販売のない方（自家消費のみの方）
- ⑥公的年金等の収入金額が、400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告は必要ありません。
- （注1）所得税の確定申告が必要ない場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
- （注2）所得税の確定申告が必要ない場合であっても、扶養控除や医療費控除等を申告し、平成25年度の町県民税に反映するには町県民税の申告が必要です。
- ⑦地震保険料の支払証明書（地震保険、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険）
- ⑧医療費の領収書（高額医療、生命保険等の補填金額を差し引いた実支払額が、所得額の5%または10万円を超える方）
- ※個人別・医療機関別に集計をお願いします。
- ⑨寄付金の領収書（地方公共団体、共同募金会、日本赤十字社、政党等）
- ⑩不動産等を譲渡された方は、支払調書または契約書、その他手数料等のわかるもの
- ⑪その他営業等は収入、支出のわかるもの
- ⑫農業所得は「収支計算」方式による、収入、支出のわかる事前に準備をしたもの（営農貯金明細表、農業に要した雇い人費・支払った小作料の領収書、農機・トラック等購入の領収書、車検費用の明細書及び領収書）
- ※申告をされていない方で、収入や所得が（特に個人年金、生命保険契約等満期一時金など）判明した時には、町県民税を課税しますのでご注意ください。

注意事項

■ 生命保険料控除の変更

※期限内に正しい申告をされないと、無申告加算税、延滞税がかかります。

※収入がない方でも申告が必要な場合があります。（所得証明が必要な方など）

※期限経過後の所得税の申告は、理由を問わず役場税務課では申告ができません。

⑪その他営業等は収入、支出のわかるもの

⑫農業所得は「収支計算」方式による、収入、支出のわかる事前に準備をしたもの（営農貯金明細表、農業に要した雇い人費・支払った小作料の領収書、農機・トラック等購入の領収書、車検費用の明細書及び領収書）

署へ直接郵送することもできます。南部町では、2月13日（法勝寺庁舎）、14日（天萬庁舎）に相談をお受けします。

※申告をされていない方で、収入や所得が（特に個人年金、生命保険契約等満期一時金など）判明した時には、町県民税を課税しますのでご注意ください。

1月から提出できます。税務

【問い合わせ先】
税務課 ☎ 666-4802